

平成29年4月12日

保護者の皆様

鉦路市立共栄中学校
校長 杉山 稔

地震・津波などにおける学校の対応についてのお知らせ（確認）

陽春の候、保護者のみなさまにおかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、鉦路市では市内小中学校において、緊急災害時の生徒の安全を確保するために次の事項について取り決めをしております。

つきましては保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。なお、この対応につきましては、鉦路市の全小中学校共通のものでありますのでよろしくお願いいたします。

1 自宅にいるときに地震（津波）が発生した場合

	発生した状況	対応の仕方
地震	震度5以上の地震が発生したとき	◎ 臨時休校 ※発生時刻により「通常登校」または「始業時刻を繰り下げた登校」もあり得ます。 ※連絡網、報道機関（TVのテロップ等）をご活用ください。
	津波注意報が発令されたとき	※自宅待機を基本としますが、状況により「通常登校」または「始業時刻を繰り下げた登校」もあり得ます。 ※連絡網、報道機関（TVのテロップ等）をご活用ください。
津波	(大)津波警報が発令されたとき	◎ 臨時休校 ※発生時刻により「通常登校」または「始業時刻を繰り下げた登校」もあり得ます。 ※連絡網、報道機関（TVのテロップ等）をご活用ください。

2 登下校中に地震（津波）が発生した場合

(1) 家に保護者がいない場合は安全を確保しながら学校に向かう。

・消防や警察などの街宣で「(大)津波警報」が確認された場合は、すみやかに近くの高い建物へ避難する。

(2) 直ちに通学路の点検を行い、生徒の安全を確認します。

(3) 保護者の皆様におかれましても、お子さんの安全確認をお願いいたします。

3 在校中に地震（津波）が発生した場合

(1) 生徒の安全を第一に考え、学校の危機管理時のマニュアルに従い対応していきます。

① 震度5以上、(大)津波警報発令の場合は『学校待機』とする。

② 上記以外の場合、震度や津波注意報等の状況から判断し、下校などの措置をとる。

③ 本校での避難場所は『校舎3階』とします。

(2) 安全が確保（津波が落ち着いた状況）された段階で、保護者へ引き渡すなどの対応をします。

4 その他

(1) テレビ・ラジオの報道について

・地震や津波が発生した時は、上記の対応のほかにテレビやラジオなどを十分に活用し、情報収集に努めるようお願いいたします。

(2) 津波警報・大津波警報が発令された場合

・本校は住民の「大津波緊急一時避難施設」になり、校長・教頭及び市職員が駆けつけることになっています。

(3) 万が一の場合の避難場所や対応の仕方について、家族で話し合い、確認しておいてください。